

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会 済生会新潟県央基幹病院
廃棄物収集運搬及び処分業務仕様書

1. 件名

済生会新潟県央基幹病院 廃棄物収集運搬及び処分業務

2. 履行場所

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会 済生会新潟県央基幹病院

3. 業務の目的

済生会新潟県央基幹病院（以下、委託者）が掲げる運営方針に基づき、排出される廃棄物について、施設内に設置している保管庫からの収集、運搬、処分を安全、確実に、かつ合理的に行うことを目的とする。

4. 履行期間

2024年3月1日から2027年3月31日まで（約3年間）

なお、業務開始時にむけた教育、研修に関わる費用は、全て受託者が負担すること。

5. 廃棄物の排出見込量及び収集回数

(1) 排出見込量（年間）

排出見込量は保証するものではなく、実際の排出量が上回り又は下回っても契約単価は変わらないものとする。

① 一般廃棄物

・ 可燃ごみ	240.0 t
・ 不燃系	1.0t
・ 空缶類	4.0t
・ ペットボトル	9.2t
・ 紙類	11.7t

② 医療系廃棄物（感染性廃棄物、非感染性廃棄物）

・ 医療系プラスチック	27.4t
・ 感染性廃棄物	1,300t (1,300,000 ℓ)

③ 産業廃棄物

・ ガラス瓶	1.8t
・ 蛍光灯	0.5t
・ 乾電池	0.6t
・ 機密文書	18t

(2) 収集回数

- ① 一般廃棄物 : 1回/日 (日・祝は除く)
- ② 医療系プラスチック : 1回/週
- ③ 感染症廃棄物 : 2回/週
- ④ 産業廃棄物 : 1回/週

回収頻度、日曜・祝日の対応は受託者特定後、委託者と協議とする。

6. 受託者の責務

(1) 関係法令の遵守

受注者は、収集・運搬・焼却処理等一連の業務遂行に際しては、道路交通法、省エネ法、大気汚染防止等環境に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行規則他関連法令並びに廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル等、各法規を遵守する事業者とする。

(2) 業務実施時における留意事項

- ① 感染性廃棄物の収集運搬に当たっては、梱包容器の破損等に細心の注意を払い、誤って内容物が漏れ出すことのないよう慎重に作業を行うこと。
- ② 収集運搬に使用する車両は、「感染性廃棄物処理マニュアル」に従い、感染性廃棄物の梱包容器が落下せず、また悪臭等の漏れるおそれがない構造を備えた車両を使用するものとし、契約締結後速やかに甲の確認を受けること。
- ③ 受託者は、委託者の事業場に設置された感染性廃棄物専用保管庫を開錠し、梱包容器の搬出後、確実に施錠すること。

(3) 産業廃棄物処理確認

- ① 産業廃棄物管理は電子マニフェストシステムとすること。
- ② 受託者は、委託者の廃棄物処理確認に協力すること。

7. 見積方法

- (1) 処分量は1kgあたりの単価契約とし、合計の予定数量を乗じて得た金額とする。
- (2) 収集運搬費は、運搬1台あたりの単価に合計の予定数量を運搬するのに必要な台数を乗じて得た金額とする。

8. 費用の負担

- (1) 鋭利なものを梱包するための密閉式プラスチック容器(白コンテナ)、及びこれに貼付する感染性廃棄物ハザードシールの購入費用は、委託者の負担とする。
- (2) 上記以外のものを梱包するためのダンボール容器、これに貼付する感染性廃棄物ハザードシール、密閉用クラフトテープの購入費用は、委託者の負担とする。

9. 個人情報に関する秘密保持等

(1) 個人情報保護

- ① 受託者は、業務遂行にあたり、個人情報（個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述により特定の個人が識別することができるもの、及びその情報のみでは認識できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人が識別できるもの、又は識別されえるものをいう。以下同じ。）の取扱については、十分に注意すること。

(2) 秘密の保持

- ① 受託者は、業務遂行にあたり知り得た情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。契約の終了後も同様とする。

10. 損害賠償

- (1) 受託者は、受託業務の実施及び引継ぎにおいて、故意又は重大な過失により、病院又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

11. その他

- (1) 本仕様に記載のない内容については、業者特定後、委託者、受託者間で都度協議の上、対応を検討すること。
- (2) 本仕様に記載の内容は現段階の想定であり、業者特定後、本契約までの期間においては、委託者の検討状況に合わせて、業務仕様の変更、見積の提出等に協力すること。